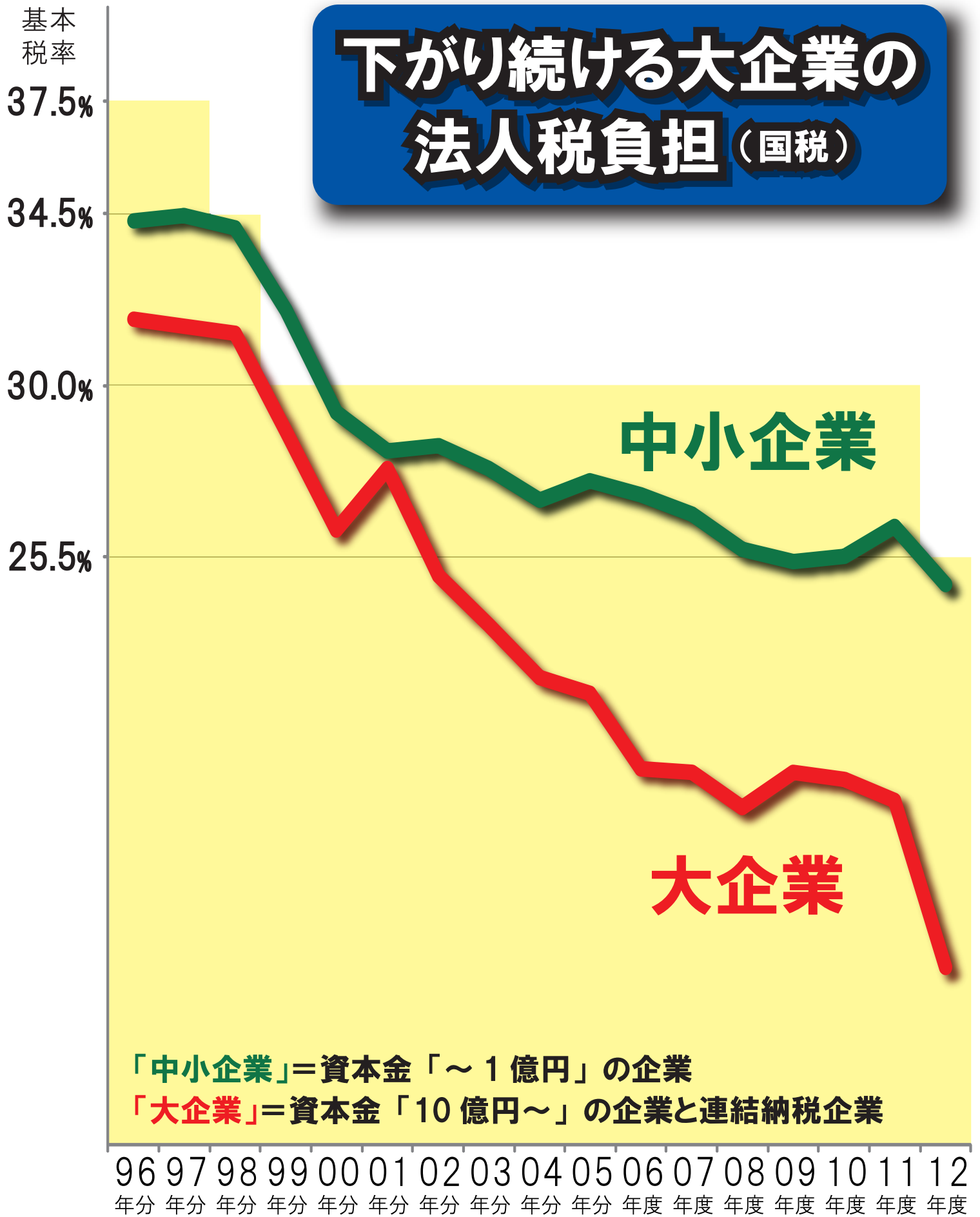


下がり続ける大企業の法人税負担（国税）



資料：国税庁「会社標本調査結果（税務統計から見た法人企業の実態）」などより作成
 2005年分までは「その年2月1日～翌年1月31日」、06年度からは「その年4月1日～翌年3月31日」、11年度から「資本金階級」の区分変更や項目削除がある
 これは、「所得金額（05年分までは「調査所得金額」、06年度からは「申告所得額」）」に減税効果がある項目を加算した本来の所得額で、「法人税額」の負担率を計算したもの
 減税効果として上げた項目は、「受取配当益金不算入額」「外国子会社配当益金不算入額（10年度から）」「減価償却費租税特別措置法の特例損金算入額（10年度まで）」「連結納税制度による個別所得金額から申告所得額を引いた額（03年分から）（06年度までは「その年の7月1日～翌年6月30日」に申告されたもの）」
 資本金「～1億円」は、10年度までは「1億円未満」、11年度からは「1億円以下」
 資本金「10億円～」は、10年度までは「10億円以上」、11年度からは「10億円超」